

質問番号 1-1-

知事の政治姿勢について

このたび東京電力は、これまで炉心溶融の公表が遅れた理由について、根拠が無いとしてきた「炉心溶融」の判断について、事故当時の社内マニュアルに判定基準があったと公表した。東京電力には、強く反省を求めるとともに、なぜ、これまで気づかなかったのか、その経緯と原因については、厳正に調査するとともに、再発防止に向けて、徹底した対応を示すべきものと考えます。国民の信頼を取り戻すべく、東京電力は、事故の検証に対して真摯に対応するよう、強く求めるものであるが、知事の所見を伺う。

小野議員の代表質問にお答えします。

まず、炉心溶融の判定基準に関する東京電力の公表についてであります。

これまで東京電力は、県の安全管理に関する技術委員会において、メルトダウンの定義がなかったため、炉心状況の解析結果に基づき、メルトダウンの公表が2か月後となったと説明してきました。

このたび、社内調査で当時のマニュアルにメルトダウンの定義が記載されていることが判明したとのことでした。

社内で作成したマニュアルであり、事故当時であっても、この定義は組織的に共有されていたものです。

事故後5年もの間、このような重要な事実が公表されず、技術委員会の議論に真摯に対応してこなかったことは、極め

て遺憾です。

ようやくこのような事実が公表されましたが、メルトダウンを隠ぺいした背景や、それが誰の指示であったかなどについて、今後真摯に調査し、真実を明らかにしていただきたいと思えます。

(作成課：原子力安全対策課)
(協議課：)

質問番号 1-2-

我が党は、原子力発電に関しては、当面のベースロード電源として必要であり、新規制基準に基づく審査において適合が認められ、万全な安全と安心の確保がなされたものについては、再稼働を行うべきものと考えている。

柏崎刈羽原子力発電所について、適合の判断がなされ、立地自治体が同意した場合には、知事は、再稼働に同意する考えがあるのか伺う。

次に、柏崎刈羽原子力発電所の適合審査と再稼働についてありますが、

原子力規制委員会の田中委員長も、規制基準に適合しても「絶対安全とは言わない」と説明しており、福島第一原子力発電所事故の分析を踏まえ、安全を確認することは重要であると考えております。

その際、国際原子力機関の深層防護の考え方における、第4層の「過酷事故対策」や第5層の「過酷事故後の対策」についても考慮する必要があります。

特に、事故時における被ばくを避けうる避難計画の策定や自衛隊、消防、警察の役割分担を明確化し、実効性のある対応ができる体制をどう作っていくのかということも重要な課題であると考えております。

こうした状況の中では、県といたしましては、仮に適合と

されても、内容を十分精査し、事故時における実効性のある対応が可能であるのか、可能な限りの安全性の確認を迅速に行うことが必要です。その結果、安全確保に必要と判断されることは、国や事業者に要請してまいります。

そうした前提に立って、仮に「安全」が確認できたとしても再稼働の議論はできないとは、これまでも申し上げておりませんし、その考えに変わりはありません。

(作成課：原子力安全対策課)
(協議課：)

質問番号 1-3-

<p>知事は、福島第一原子力発電所事故の検証・総括がないままに策定をされた規制基準では原子力発電所の安全確保はできないと答弁している。それを根拠に同意しないとするのなら、国の基準に不備があるといっているだけでは、何ら問題の解決には繋がらないことから、新・基準に係る不備について国へ具体的な要請を行い、新・基準の改善を求める行動を起こすべきと考えるが、所見を伺う。</p>

次に、原子力発電所の安全確保に向けた対応についてであります。

今ほどお答えいたしましたとおり、原子力規制委員会の田中委員長も、規制基準に適合しても「絶対安全とは言わない」と説明しており、福島第一原子力発電所事故の分析を踏まえ、安全を確認することは重要と考えております。

安全確保に必要と判断されることは、国や事業者に要請していくこととし、これまでも県としてだけでなく、全国知事会や立地道県で構成する原子力発電関係団体協議会など、様々なチャンネルで改善をお願いしておりますし、今後も必要に応じて行ってまいります。

(作成課：原子力安全対策課)
(協議課：)

質問番号 1-4-

知事の責務として、県民の安全と安心の確保を第一義とするならば、知事が不十分とする新基準について、いつまでに、どのように改善すべきなのか、また、具体的にどのように行動するのか伺う。

次に、原子力発電所の規制基準についてであります、できるだけ早く、県民の安全・安心を確保できる基準としていただくことが必要であると考えております。

具体的には、繰り返しになりますが、国際原子力機関の深層防護の考え方における、第4層の「過酷事故対策」や第5層の「過酷事故後の対策」についても考慮する必要があります。

特に、事故時における被ばくを避けうる避難計画の策定や自衛隊、消防、警察の役割分担を明確化し、実効性のある対応ができる体制をどう作っていくのかということも重要な課題であると考えております。

安全確保に必要と判断されることは、国や事業者に要請していくこととし、これまでも県としてだけでなく、全国知事会や立地道県で構成する原子力発電関係団体協議会など、様々なチャンネルで改善をお願いしておりますし、今後も必要に応じて行ってまいります。

(作成課：原子力安全対策課)
(協議課：)

【小野 議員・自民】〔代表〕

28 . 02 . 26

質問番号 1-5-

知事は、原子力規制委員会に対して、組織の機能を果たしていないと指摘しているが、その考えは今も変わらないのか、規制委員会に対する評価を伺う。

次に、原子力規制委員会についてであります。

原子力規制委員会は、その設置法上、「原子力利用における安全の確保を図ること」を任務としており、その責務をしっかりと果たしてもらいたいと考えております。

(作成課：原子力安全対策課)
(協議課：)

質問番号 1-6-

原子力発電に代わる新たな発電方法の実用化や既存の発電方法の技術革新がなされるまでは、我が国の安定したエネルギーの確保の観点から、原子力発電は必要であると考えているが、知事の認識を伺う。

次に、原子力発電の必要性についてであります。

どういう資源を使って必要なエネルギーを作るのが良いかは、資源には枯渇もある中で、全体のリスク、コスト、世界情勢を総合的に判断して決まっていくことであり、それは原子力発電も同じです。

これまでも、観念的に脱原発と申し上げたことはありません。

原子力発電については、福島第一原子力発電所事故の分析を踏まえなければ、全体のコストが分からない状況にあるものと認識しております。

今後、長期的な視点に立った安全性の確保と経済合理性の判断の上で、決めていくべきと考えております。

(作成課：原子力安全対策課)
(協議課：産業振興課)

質問番号 1-7-

原発の立地地域では、安全対策の一時的な雇用はあるが、商工業者は疲弊している。国レベルでも火力発電に係る燃料費として国富が流出し、また、電気料金が高騰するなど、経済的に大きな負担を与えている。こうした現状を踏まえ、本県における柏崎刈羽原子力発電所の再稼働についてと、今後の方向性について伺う。

次に、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働と今後の方向性についてであります、

地元経済への影響は見極めていく必要がありますし、それに対する対応はこれまでも行ってきたところです。

国レベルの経済的な負担についての対応は、原子力発電所についての長期的な視点に立った安全性の確保と経済合理性の判断の上で決めていくべきことと考えております。

再稼働につきましては、その是非を判断する場合の最大のメルクマールは安全かどうかということであり、立地地域やその周辺を含め、県民の生命、安全、財産を守ることを最優先に考えて判断すべきだと考えております。

その前提に立って、「安全」が確認できても再稼働の議論はできないとは、これまでも申し上げておりませんし、その考えに変わりはありません。

なお、再稼働後に、仮に過酷事故が起こった場合の最終的な責任は、事故を起こした電力会社と原子力政策を進めてい

る国が負うべきであり、責任の取り方については、県民への説明も国が前面に出て行う必要があると考えております。

(作成課：原子力安全対策課)
(協議課：産業政策課)

質問番号 1-8-

報道によれば、県は福祉関係の4つの法定計画を策定しておらず、国からも指摘を受けていたとのことである。また、策定に当たり、パブリックコメント等については、知事に説明したと当時の責任者が証言している。知事は、未策定については知らなかったとし、監査委員に対応を要請したと報道されている。このたびの法定計画の未策定問題について、報道内容の真偽を含め、その経緯について伺うとともに、このたびの事案について、どのように受け止めているのか、また、原因究明については、どのように対応するのか伺う。加えて、監査委員に対応を要請した意図は何か、伺う。

次に、福祉関係の法定計画についてであります、
法定計画としてのまとめに至らなかったことについては、
二重の意味で遺憾と思っております。

一つは、このような事態を招いていることに対する組織の
トップとして、もう一つは、組織としてのチェック機能が働
かず、早期の是正ができなかったことであります。

このため、福祉保健部で実体面での対応等も含め、事実関
係を整理した内容について、監査委員に対し、地方自治法に
基づき、事務の執行の監査要求を行ったものであり、その結
果を踏まえ、再発防止などに適切に対応してまいります。

なお、事案の経緯につきましては、福祉保健部長から答弁
させます。

(作成課：福祉保健課、国保・福祉指導課、高齢福祉保健課、障害福祉課)
(協議課：)

質問番号 1-8-

報道によれば、県は福祉関係の4つの法定計画を策定しておらず、国からも指摘を受けていたとのことである。また、策定に当たり、パブリックコメント等については、知事に説明したと当時の責任者が証言している。知事は、未策定については知らなかったとし、監査委員に対応を要請したと報道されている。このたびの法定計画の未策定問題について、報道内容の真偽を含め、その経緯について伺うとともに、このたびの事案について、どのように受け止めているのか、また、原因究明については、どのように対応するのか伺う。加えて、監査委員に対応を要請した意図は何か、伺う。

福祉保健部長 答弁

福祉関係の法定計画に関する経緯についてであります、
計画策定に向けた議論を行っていた当時、医療や福祉分野
などの社会情勢に大きな動きがあり、

- ・ 介護療養病床の廃止により、老人保健施設への転換がスムーズに行われない場合、いわゆる介護難民が生じることに
ならないか
- ・ 計画作成がサービス量の制限につながらないか

などの論点があり、庁内外での調整が難航した経緯があった
ものと承知しております。

(作成課：福祉保健課、国保・福祉指導課、高齢福祉保健課、障害福祉課)
(協議課：)

質問番号 1-9-

福祉関連計画の未策定に関して、知事が関与していたとの報道があるが、知事は、本当に、知らなかったのか、また、計画の必要性について否定するかのような発言や、計画に対する意見を示すことはなかったのか伺う。

次に、計画に対する認識等についてであります。

いずれの計画につきましても、部局から策定に向けた説明を受けておりますが、それらの計画が、これまで法定計画としてのまとめに至っていなかったことについては、認識がありませんでした。

当時、介護療養病床の廃止や要介護者の増加などの動きの中で、いわゆる介護難民が生じることにならないかなど、懸念する事項がありました。

そのため、トップとして当然聞くべきことを聞くなど、庁内で議論を重ねた経緯があったと承知しています。

なお、当時の国政における政策変更も影響していると思いますので、当時の状況については福祉保健部長から答弁させます。

(作成課：福祉保健課、国保・福祉指導課、高齢福祉保健課、障害福祉課)
(協議課：)

【小野 議員・自民】〔代表〕

質問番号 1-9-

福祉関連計画の未策定に関して、知事が関与していたとの報道があるが、知事は、本当に、知らなかったのか、また、計画の必要性について否定するような発言や、計画に対する意見を示すことはなかったのか伺う。

福祉保健部長 答弁

次に、当時の国政における政策変更についてであります。

- ・平成23年度とされていた介護療養病床の廃止時期の延期
- ・介護保険施設の総量を実質的に制限していた国の参酌標準の廃止
- ・自治事務の義務付け・枠付けの見直しによる、これらの計画にかかる法定事項の大幅な削減

など、医療や福祉分野において、国政の大きな動きがあったものと認識しております。

(作成課：福祉保健課、国保・福祉指導課、高齢福祉保健課、障害福祉課)
(協議課：)

質問番号 1-10-

県が計画を策定しなかったことによる特段の支障はなかったと報道されていることについて、新潟市の元幹部の話として、市町村は県の計画を参考にしながら計画を立てており、法定計画には盛り込む要素も決まっております、上位計画があるからいいとはならないとあきれていたとの報道がなされているが、法定計画が策定されなかったことによる影響は、本当になかったのか、所見を伺う。

次に、法定計画にかかる影響についてであります。

福祉保健部で整理した内容について、その評価も含め、監査委員に対し、法に基づく監査要求を行っているところであります。

部局で整理した内容につきましては、福祉保健部長から答弁させます。

(作成課：福祉保健課、国保・福祉指導課、高齢福祉保健課、障害福祉課)
(協議課：)

質問番号 1-10-

県が計画を策定しなかったことによる特段の支障はなかったと報道されていることについて、新潟市の元幹部の話として、市町村は県の計画を参考にしながら計画を立てており、法定計画には盛り込む要素も決まっております、上位計画があるからいいとはならないとあきれていたとの報道がなされているが、法定計画が策定されなかったことによる影響は、本当になかったのか、所見を伺う。

福祉保健部長 答弁

次に、法定計画にかかる県民等への影響についてであります、

いずれの計画も、法律意義や目的を十分考慮した上で、必要事項等を他の計画等で記載、取りまとめ又は報告等がなされており、実体面においては、法の目的を達成すべく、施策を推進しております。

このことから、福祉保健部としては、県民等への実質的な影響はなかったものと考えておりますが、その評価も含め、監査をお願いしているところです。

(作成課：福祉保健課、国保・福祉指導課、高齢福祉保健課、障害福祉課)
(協議課：)

【小野 議員・自民】〔代表〕

28 . 02 . 26

質問番号 1-11-

このたびの福祉関連計画の未策定に関する事案について、県政の最高責任者として、どのように責任を果たすのか伺う。

次に、当該事案に対する私の責任についてではありますが、
現在、監査委員に対し、監査要求を行っており、その結果
を踏まえて、適切に対応したいと考えております。

(作成課：福祉保健課、国保・福祉指導課、高齢福祉保健課、障害福祉課)
(協議課：)